

第3回青森県子ども・子育て支援推進会議 議事録

日 時：平成26年8月6日（水）

13：30～15：30

場 所：青森県火災共済会館6階大会議室

1 オリエンテーション

(司会)

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思います。

事前に配付させていただきました資料として、本日の次第、名簿、席図。

資料1、2-1、2-2、3、4、5、6-1、6-2、7-1、7-2、7-3、7-4。

冊子として、「わくわくあおもり子育てプラン」でございます。

なお、事前に配付した資料の一覧の方には、資料6-3という記載がございましたが、資料6-3はございませんので、よろしくお願いいたします。

本日、お持ちになっていない方や過不足等がございましたら、お知らせ、お願いいたします。

なお、本日配付しております資料2-1、3、6-1、6-2については、差し替えとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 開会

それでは、時間になりましたので、ただ今から「第3回青森県子ども・子育て支援推進会議」を開催いたします。

私は、進行を務めます、県子どもみらい課の課長代理の村上と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、一戸健康福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

3 開会挨拶

(一戸健康福祉部長)

こんにちは。

健康福祉部長の一戸でございます。

第3回の青森県子ども・子育て支援推進会議の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多忙のところ、また雨で被害の出ているところが心配しているんですけども、足元の悪い中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから子ども・子育て支援の推進にご理解とご協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。

平成25年度人口動態統計の概数によりますと、本年の乳児死亡率については1.5と前年よりも1.1ポイント改善し、減少傾向、改善傾向が見られているということ。それから、合計特殊出生率については1.40と、前年を0.04ポイント上回っておりますが、いまだ全国平均よりも下回る状況が続いております。

また、未婚化、晩婚化などにより、少子化の一層の進展が見えてきております。

国においては、国民が希望どおりに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識の流れを変えていくことで少子化と人口減少を克服することを目指す総合的な施策の推進が重要とっております。

本県におきましても、青森県基本計画 未来を変える挑戦において、結婚や子育てを皆で支える地域社会づくりに取り組むとともに、次代を担う子どもを心身共に健やかに産み育てられる環境づくりを進めることとしており、切れ目ない総合的な取り組みを図るためにこの推進会議と庁内組織である青森県子ども・子育て支援推進本部が連携しながら次期、次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」の策定及び子ども・子育て支援に関する施策を推進して参りたいと考えております。

引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、私が来てから初めてですが、3回目の会議ということでございまして、今後のわくわくプラン後期計画の評価、次期プラン計画策定、それから新しいこども園ができるための条例の改正の方向性、わくわくプランに盛り込む支援事業計画などについてご説明をさせていただきたいと考えております。

委員の皆さまには、専門的な見地から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

本日はよろしくお願いいたします。

4 会議成立報告・委員紹介

(司会)

次に会議内容の公開についてお願い申し上げます。

この会議は、公開を原則としております。

また、議事録として、皆さまの発言内容を要約し、県のホームページに掲載いたしますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

本日は、委員 20 名のうち 16 名のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

議事に先立ちまして、委員の異動がございましたのでご紹介させていただきます。

恐縮ではございますが、お名前を呼ばれた方はその場にご起立くださいますようお願い申し上げます。

青森県PTA連合会理事 柿崎博委員。

青森県小学校校長会対策部副部長 工藤耕弘委員。

公益社団法人青森県看護協会会長 熊谷崇子委員。

なお、本日、秋元信行委員、井ノ上洋一委員、森まつ子委員におかれましては、都合により欠席となっております。

それでは、ここからは議事に入りますので、議長であります佐藤会長によりしくお願い申し上げます。

5 議事

(佐藤会長)

それでは、よろしく願いいたします。

議事に入ります前に本日の議事録署名者を指名いたしたいと思います。柿崎博委員と工藤委員によろしく願いいたします。

それでは、早速、お手元にございます次第に従いまして議事に入らせていただきます。

1、2、3とございますが、一括ご説明させていただきたいと思いますが、

(1)の「わくわくあおもり子育てプラン」後期計画の平成25年度実施状況及び平成26年度関連事業について。

(2)「わくわくあおもり子育てプラン」後期計画の取組状況に係る評価について。

(3)次期「わくわくあおもり子育てプラン」の策定手順について。

関連しておりますので、一括して事務局からご説明お願いいたします。

(事務局)

こどもみらい課の泉谷と申します。

私からご説明させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

まず、議題1の「わくわくあおもり子育てプラン」後期計画の平成25年度実施状況及び平成26年度関連事業等についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

こちらは、平成26年度「わくわくあおもり子育てプラン」報告書(案)です。

開いていただきまして1ページをご覧くださいますと、1の「わくわくあおもり子育てプラン」後期計画の進行管理という項目がございます。

(1)の進行管理の基本的な考え方にありますように、プランに掲げた5つの施策の基本方針に関連する個別事業の実施状況及び各施策の達成状況を毎年度、把握、点検・評価し、その結果を次年度以降の施策に適切に反映させるため、PDCAサイクルにより進行管理を行っております。

(2)の進行管理の方法ですが、進行管理にあたっては、子ども・子育て支援推進本部において実施状況を一括して把握・点検するとともに、子ども・子育て支援推進会議と連携しながら、その後の対策を検討することとしております。

また、その結果については、年度報告書としてホームページに公表することとしていることから、平成25年度の実施状況等に関する進行管理について、この報告書案にとりまてているものでございます。

2番の実施状況の把握、点検・評価をご覧ください。

下の三角の図は、プランの体系を図示したものです。

プランには5つの基本方針がございまして、その下に21の施策目標、59の重点施策、庁

内各課が実施する 179 の事業があります。このうち、目標値が設定されている 85 の事業、数値目標値では 86 となりますが、これにつきまして 5 段階で評価し、実施状況を掲載しております。

それでは、3 ページをご覧ください。

3 ページから 5 ページまで、青森県の子どもを取り巻く状況を平成 25 年度の実績値で掲載しています。

(1) の子どもの出生数と合計特殊出生率ですが、出生数は減少し、合計特殊出生率は前年の 1.3 を上回りましたが、平成 14 年以来、11 年振りに 1.40 台を回復しましたが、平成 18 年から 7 年連続で全国平均を下回る状況が続いています。

(2) の結婚を取り巻く状況については、本県の平均初婚年齢は戦後一貫して上昇し、また、4 ページの上の方に図 2-2 ということですが、生涯未婚率も上昇しております。また、晩婚化、未婚化が進行しております。

次いで (3) の家族の形態ですけれども、世帯の規模は年々小規模化し、18 歳未満の子どものいる世帯の割合も全世帯の 4 分の 1 まで低下しております。

次いで (4) の子どもの健全育成についてですが、5 ページの上の方の図 4-1 にありますように、本県における乳児死亡率は改善してきておりますが、下の図 4-2 のとおり、児童虐待相談件数につきましては、全国と同様に本県においても高い水準で推移しております。

続いて 6 ページと 7 ページでございますが、こちらは「わくわくあおもり子育てプラン」後期計画の基本理念、基本的視点、基本目標、施策の体制の概要を載せておりますので、参考になさっていただければと思います。

続いて 8 ページをご覧くださいと思います。

ここからは、プランの実施状況を基本方針ごとに掲載しています。

基本方針の 1、安心して子どもを生み育てるための家庭での子育て支援についてです。ここでの施策の目標指標は 3 つございますが、乳児死亡率、それから合計特殊出生率、それから次のページに参りますが、里親等委託率でございますが、全てが目標値を達成しております。

施策の実施状況ですが、この表にありますものを総括して申し上げたいと思いますが、施策目標は全部で 27 項目ございまして、このうち、評価 5 が 9 項目、評価 4 が 12 項目で、合わせますと 77.8% となっております。

その他、評価 3 以下の事業につきましては、所管課の説明を載せております。

続いて、13 ページをお開きいただきたいと思います。

13 ページの施策推進に求められる今後の対応についてですが、

(1) 個性並びに子どもの健康の確保及び推進として、母子保健対策と周産期医療体制向上のための取り組みが不可欠であり、母子の健康確保、負担軽減を図り、安全な出産が行なえるような取り組みが必要としております。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実といたしましては、多様な問題に総合的・重層的に対応する相談支援体制、仕事と子育てを両立させるための環境づくり、子育て支援サービスに関する情報提供等が必要としております。

また、(3) 障害のある子どもへの支援の充実、

(4) 子どもへの虐待防止対策の充実のほか、

(5) の様々な環境にある子どもへのきめ細かな取り組みの推進といたしましては、里親制度の普及啓発や一人親が自立するための就業支援が必要としております。

続いて、14 ページは基本方針の2、健やかに心育つための豊かな心 命を大切にすることを育む支援についてです。

ここでの施策目標指標では、学校が楽しいと思う児童生徒の割合がこの調査で、24 年度の実績となっておりますけども、目標を達成しております。

2つ目の指標の不登校児童生徒の在籍比では、25 年度の実績値はまだ公表されておられませんので、こちらも24 年度の実績となりますが、高校のみ目標を達成しております。

15 ページに参りまして、いじめ問題の解消率につきましては、こちらも同様に24 年度の実績値となりますけども、中学校及び高校が目標を達成している状況でございます。

続いて、施策の実施状況につきまして総括いたしますと、ここでの施策目標は35 項目ございますが、このうち評価5が8 項目、評価4が23 項目でございまして、合わせた割合といたしましては、88.6%ということになります。

続いて19 ページ、今後の対応を記載しております。

(1) 子どもの権利擁護の推進といたしましては、更に人権教育を進めること。

(2) の次代の親の育成の推進といたしましては、思春期の性と健康に関する教育や取り組みの充実。若年者の職業能力開発等、意識啓発が必要としております。

また、(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援といたしましては、子どもの自主性や社会性を育み、生きる力の育成を進めること。職業体験や社会体験など、さまざまな体験活動の機会の充実に向けた一体的な取り組みへの支援や、これらの活動を調整できる人材の発掘及び育成。

(4) の少年非行や不登校などに対する対策の充実といたしましては、関係機関が連携して不登校や問題行動の未然防止、早期発見、いじめ問題への一体的な取り組みを進めるほか、

(5) の命を大切にすることを育む環境づくりの推進

そして(6) 自然とふれあう体験交流の促進が必要としております。

続いて20 ページをご覧ください。

こちらが、基本方針3、働きながら子どもを育てるための仕事と子育ての両立支援についてです。

ここでの施策目標では、育児休業取得率が目標値とは開きがありますが、放課後児童クラブ等設置率は目標を達成しております。

続いて 21 ページをご覧ください。

施策の実施状況について総括いたしますと、施策目標が 8 個に対しまして、評価 5 が 2 項目、評価 4 が 4 項目で、合わせた割合としては 75%となっております。

今後の対応につきましては、

(1) の仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直しとして、男女それぞれの能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現。事業主による仕事と子育てが両立できる職場環境づくりの一層の推進。家族、地域社会全体で子どもを育む取り組みの推進などが必要としております。

また、22 ページに参りまして (2) 仕事と子育てを両立するための基盤整備として、多様な保育サービスや放課後児童対策等の推進。

そして (3) 農山漁村における子育て環境づくりとして、仕事と生活のバランスに配慮した働き方の推進が必要としております。

23 ページをご覧ください。

こちらは、基本方針 4、安全安心な子育てをするための安全に生活できる環境づくりについてです。

ここでの施策目標では、子どもの交通人身事故死傷者数が目標を達成しております。

そして、地域の大人から挨拶される小中高校生の割合は、隔年調査で 22 年度の実績となりますが、目標の水準とは開きがございます。

24 ページの施策の実施状況につきまして総括いたしますと、施策目標が 15 項目ございますが、このうち評価 5 が 8 項目、評価 4 が 5 項目、合わせて 86.7%という割合でございます。

今後の対応につきましては 25 ページに記載しております。

(1) の子どもの安全の確保としまして、子どもの交通安全に対する意識を高めること。警察、家庭、学校、地域コミュニティなどが連携いたしまして、地域防犯対策を推進することなどを必要としております。

また、(2) の子育てを支援する環境づくりとしましては、より多くの人が利用しやすい建物やサービスの普及したまちづくり。子育てを支援する良質な住宅への支援。

(3) の子どもの非行防止と健全な社会環境の形成としまして、有害サイトの危険性の広報、啓発活動の推進やネットいじめなどの情報収集や早期の問題対応などの対策が必要だとしております。

続いて 26 ページは、基本方針 5、みんなが子育てに参加するための子育てを皆で支える地域社会づくり推進についてです。

ここでの施策目標では、小中学校における学校支援ボランティア導入割合、及び子どもの健全育成活動を行う NPO 法人数が目標を達成しております。

27 ページの施策の実施状況はございますが、施策の目標は 1 項目でございまして、評価は 5 となっております。

そして、今後の対応といたしましては、(1)で地域における子育てネットワークづくりの推進のため、地域が有する資本をさらに醸成し、有効に機能させることが求められていること。

(2)では、学校、家庭、地域の連携強化による社会全体の教育力の向上として、学校、家庭、地域が一体となって教育を行っていくことや、地域の大人が積極的に地域づくりにかかわり、企画段階から子ども達に参画させるなどの工夫が必要。

そして(3)普及啓発活動の推進としましては、情報提供の充実や子育て支援に関する意識啓発への環境づくりを進めることが必要としております。

最後に施策の実施状況、全体、総括しますと、全体では評価5が28項目、評価4が44項目、合わせますと割合として83.7%となりました。

昨年度は、評価5と4を合わせまして全体で84.4%ということで、前年度よりは0.7%下回った結果となりましたが、昨年度同等ということになっております。

報告書案につきましての説明は以上でございます。

続いて、資料2-1をご覧くださいと思います。

こちらは、「わくわくあおもり子育てプラン」後期計画の平成26年度関連事業についてでございます。

この資料は、その下でございます資料2-2にまとめました、庁内各課が実施している平成26年度の関連事業につきまして総括した資料となっております。

こちらの資料では、平成26年度の予算措置の状況につきましてご説明させていただきたいと思っております。

資料2-1の表の右側の方に26年度予算措置状況というものがございます。

基本方針の1につきましては、63事業で約60億5800万円を予算措置しております。

下に参りまして基本方針の2につきましては、64事業で約24億4200万円になっておりまして、基本方針の3につきましては、12事業の16億3700万円、以下、基本方針の4、5とございますが、一番下のところに関連事業費の合計額がございます。全体といたしましては、179事業で金額にいたしまして総額107億9632万1千円という予算措置状況となっております。

次に議題の(2)「わくわくあおもり子育てプラン」後期計画の取組状況に係る評価についてご説明させていただきます。

資料3をご覧くださいと思います。

青森県次世代育成支援行動計画の次期計画を策定するに当たりまして、後期計画である「わくわくあおもり子育てプラン」のこれまでの取組状況を、平成22年度からこれまでの取組状況や今後の課題について評価したものでございます。

評価は、5つの基本方針ごとに実施しております。

2ページをご覧くださいと思います。

基本方針の1についてですが、こちらは、妊娠から出産、学齢期にいたる保健・医療・福祉施策、家庭や地域での子育てを支援する施策に取り組むこととして、概要のところにございます(1)から(5)の施策目標を実現するため、事業等が実施されております。

3ページの主な取組状況や成果というところにつきましては、まず、四角の1つ目のところからいきますと、周産期医療体制の向上を目指した地域における保健医療資源の活用や妊産婦の健康管理等に関する各種情報の発信。そして、県内の店舗等の協力による子育て家庭への優待サービス及び情報発信。

そして、四角の3つ目のところでは、障害のある子どもへの支援の充実として、研修による教員の資質の向上、受入体制の充実、そしてきめ細やかな指導の向上。

そして、四角の4つ目といたしましては、子どもへの虐待防止対策の充実として、市町村や関係機関に対する研修、児童福祉施設への指導及び研修による職員の専門性の向上など。

そして、四角の最後といたしましては、一人親が自立するための支援、就職支援や里親を支援する相談体制の充実などを行ってきております。

課題といたしましては、さらなる医療機関の連携、それから地域における保健医療資源の活用の推進に努め、多様なニーズに対応した子育て支援に取り組むこと。

それから、黒丸の2つ目のところといたしまして、特別な支援を必要とする子ども達の自立と社会参加をめざし、個々のニーズに応じた支援の推進ということ。

そして、黒丸の3つ目といたしまして、社会的擁護体制の更なる充実。家庭的擁護促進のための子どもへのきめ細やかな支援。一人親が自立するための就労支援に取り組むことが必要としております。

4ページをご覧くださいますと、こちらは基本方針2についてでございますが、こちらでは、概要の(1)から(6)の施策目標を実現するために実施した取組状況、成果といたしましては、5ページにまとめております。

2つ目、次代の親の育成の推進では、性に関する正しい知識の習得、若者の就労支援及び人材育成を図る「ジョブカフェあおもり」と組んでキャリア教育の推進、そして、確かな学力向上や道徳教育の一層の充実による子どもの豊かな心の育成・促進。

そして、四角の3つ目といたしまして、少年非行や不登校などに対する対策の充実。

そして、四角の4つ目として、農山漁村での体験や自然観察会等による自然とふれ合う機会の促進や食育の推進などに取り組んできております。

主な課題といたしましては、性教育に関する取り組みの充実。性に関する関係機関のネットワーク。そして、学校教育と地域社会が連携したキャリア教育の推進。

そして、黒丸の3つ目でございますが、系統的な教育活動の充実。さまざまな体験活動の機会の充実等、これらの活動を調整できる人材の発掘や育成。

そして、4つ目といたしまして、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見のため教員の

資質向上及びネットワーク体制の強化。ならびに命を大切にすることを育む環境づくりが必要としております。

続いて、6ページが基本方針の3についてでございます。

概要にあります1から3の施策目標を実施するために実施した取り組みといたしましては、まず、働く女性の福祉の向上をめざした女性講座の開催。そして、病児、病後児保育、延長保育など、多様な保育サービスの拡充や小学校低学年児童等を対象とした総合的な放課後児童対策。そして、農山漁村地域における女性リーダー等、育成支援などに取り組んできております。

主な課題等といたしましては、保育サービスの充実が利用者の視点に立った子育て支援の推進による仕事と子育てを両立させる支援。そして、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた普及啓発活動や女性の多様な就労を可能にする子育てを支援する職場環境づくりなどが必要であります。

7ページは、基本方針4についてでございますが、概要の1から3の施策目標を実現するために実施した主な取組及び成果につきましては、まず1つとして、子どもの交通安全対策として、交通安全教室の実施や交通安全施設の整備など。そして、犯罪や事故等の被害防止として地域ネットワーク強化と住民の防犯意識の高揚。そして、有害環境対策として、有害図書類の区分陳列やネット見守り体制の推進などに取り組んできております。

主な課題といたしましては、交通安全に対する意識を高めること。セーフティプロモーションの普及啓発を図り、県民の防犯に対する意識啓発の取組を強化すること。

ネット上の有害サイトの危険性の広報啓発活動の推進や早期の問題対応等の対策が必要としております。

最後、8ページでございますが、こちらは基本方針5につきまして、概要にあります(1)から(4)の施策目標を実現するために実施した取組の状況については、小中学校における学校支援ボランティア活動の推進。家庭教育への支援の充実による地域が一丸となって子ども達の生きる力を育む体制づくり。そして、地域社会全体で子育てを見守り、支え合う体制づくりなどに取り組んできております。

主な課題といたしましては、子育てボランティアなどの社会参加活動への取組の活性化を図り、地域や社会全体で子育てを応援していくシステムを構築していくと。

人材のネットワーク化を推進し、子ども達の主体的な活動を支援する仕組みづくりに取り組み、家庭、地域の教育力を向上させることが必要としております。

次に議題3の次期「わくわくあおもり子育てプラン」の策定手順についてご説明いたしますが、まず、資料4によりまして、「わくわくあおもり子育てプラン」の位置づけにつきましてイメージしていただくように、全体像についてご説明していきたいと思っております。

現行の次世代育成支援行動計画は、緑色の実線で囲まれた部分で、妊娠・出産、子育て、そして子育て世代の働き方に関する取組の方向性や目標を総合的に定めたものでござい

す。

このうち、赤紫色の点線で囲った部分が、子ども・子育て支援法に基づきまして、新たに策定します、子ども・子育て支援事業支援計画として定める部分に概要する部分でございます。

また、結婚・妊娠・出産等、赤色の点線で囲った部分がございますが、こちらの母子保健計画に位置づけられる部分でございます。

これらの計画を一体として作っていかうということでございますが、次世代育成支援対策推進法が10年間延長されまして、現在、検討されております同法に基づく計画策定指針案では、これらの実線や点線で囲まれていない部分、結婚というところで見ますと、下の方に○を付けて書いておりますが、社会環境の整備、結婚支援ということ。それから、右の方に参りまして、子育てというところでは、地域における人材育成や多子世帯への支援ということなど、それから、一番右の子育て世帯の働き方というところでは、子育て支援企業の優遇措置などが含まれてくるという状況にございまして、これらを含めました青の実線の全体のところが次期次世代育成支援行動計画に盛り込まれる内容、項目になると考えているところでございます。

そこで、次期計画の策定手順ということでございますが、資料の5をご覧くださいと思います。

これまで、1にあります準備作業ということを進めてきております。現状分析、後期計画の25年度の実施状況の紹介にとりまとめたものを先ほど案としてご説明させていただいております。

それから、後期計画の評価についても、先ほど説明させていただいております、(4)の子ども・子育て支援推進会議からの意見聴取というのが、本日の会議に該当するものでございます。

そして、今後でございますが、2番の見直し作業といたしまして、9月から10月の間にこれまでの準備作業、そして次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針、子ども・子育て支援法に基づく基本指針、母子保健計画策定指針などを踏まえまして、次期計画の本県の見直し案を作成して参ります。

また、裏面に参りまして、(2)にございますが、事業編というものを作成したいと思っておりますが、こちらについて、庁内関係各課に依頼していきたいと考えております。

これらを取りまとめた後、第2回の子ども・子育て支援推進本部幹事会を開催いたしまして、素案を協議いたしまして、次回の子ども・子育て支援推進会議におきまして意見を伺うことで考えております。

3番目の意見聴取等の作業といたしましては、11月から来年2月の間にパブリックコメントを実施し、この意見を踏まえて次期計画原案を策定いたしまして、子ども・子育ての支援推進本部の幹事会で協議した上で、本会議におきまして意見を伺いまして、次期計画

案をとりまとめることとしております。

4番の決定手続き及び公表作業といたしましては、2月から3月の間に第2回の子ども・子育て支援推進本部を開催いたしまして、次期計画を決定し、計画の公表、周知活動を実施していく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

(佐藤会長)

議題の1、2、3の3件につきまして、一括して簡潔なご説明をいただきました。ありがとうございます。

事前に資料を配付しておりましたので、お目通しいただけていると思いますが、ご質問、ご意見、ご感想、何でも結構でございますので、どうぞ、案件の順は問いませんので、何かご質問でもご意見でも、ご感想でも構いません。どうぞよろしくお願いいたします。

阿部委員。

(阿部委員)

資料の4に関してですが、企業への働きかけって、これまでにないですね。その中の子育て支援企業の優遇措置ってあるんですが、具体的にどのような内容が盛り込まれることになっていきますでしょうか。

(佐藤会長)

事務局、お願いいたします。

(事務局)

現在、国の方におきまして、策定指針の案を検討中ございまして、まだ、その策定指針の骨子というような状態で、まだ詳細の方は明らかにされておりませんでしたので、その辺が分かって参りましたら、ご提供させていただきたいと思っております。

(佐藤会長)

その他。

特によろしいでしょうか。

分かりやすくご説明いただきましたが。

それでは、この3件につきまして、現状、このような評価であり、今後の進め方について皆さまからご意見を伺ったところでございまして、これを会議の意見として進めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

次に議題4の青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

る法律施行条例の一部改正について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

こどもみらい課児童施設支援グループマネージャーの最上と申します。

私からご説明を申し上げたいと思います。座って説明させていただきたいと思います。

お配りしております資料6-1、それから6-2に基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

パワーポイントのスライドを準備しておりますが、スライドで映っている内容もお手持ちの資料の内容も同じものでございますので、見やすい方の資料でご覧いただければと思います。

資料6-1、裏面ですが、青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について、ということであります。

認定こども園という制度がございまして、その認定こども園に関する基準については、これまで、表題で申し上げました青森県の条例に定めております。

前回ご説明したとおり、新しいタイプの幼保連携型認定こども園という施設、これについては、学校教育の施設であると同時に児童福祉法に定める保育の施設であるという単一の施設として新たに創設されました幼保連携型認定こども園というものの設置認可に関する基準、これをこの法律では国の府省令で定める基準に従って、県の条例で定めなさい、ということになっておりますので、現行の認定こども園に関する県の条例を一部改正することによって、新しい幼保連携型認定こども園の基準の条例をそこに盛り込むことのでございます。

国の府省令で定めている基準でございますが、これについても、前回、資料でご説明したとおり、国の方では、新しいタイプの幼保連携型認定こども園の基準の府省令をつくるにあたって、どういう観点で国の方で議論してきたかということですが、簡単に振り返りますが、これについては、現在の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎として、そのうえで幼稚園と保育所の基準の内容が異なるものについては、高い水準を引き継いでいきますということ。

それから、幼稚園、保育所のいずれかの方に適用される事項については、この施設の性格に鑑みて、それを支障のない形で引き継いでいくと。幼稚園にも保育園にも基準のない認定こども園特有の事項については、その役割等を勘案しながら新たな基準をつくるということで、国の方で議論をしてきたものであります。

その内容というものが、6-2の資料でお配りをしているものであります。これについては、また後でかいつまんでご説明したいと思いますが、この国の定めている基準については、一番右側でございますとおり、この国の基準の内容を参酌して条例をつくるというふうなものと、これに従って条例をつくるということで、それぞれ区分をされております。

この従うべき基準というものは、前回ご説明したとおり、この条例の内容を直接拘束す

るものということで、必ずこれに適合しないといけないということで定めなければいけない。これを上回るような形で定めることはできますけども、これを下回って条例をつくるということはできないという基準が従うべき基準でございます。

参酌すべき基準というのは、それぞれの自治体で十分検討した結果であれば、実情に応じて国の基準どおりでも良いし、それを上回る定め方でもいいし、場合によってはそれを下回る定め方でも構わないということになっているものでございます。

それらを踏まえまして、ご覧いただいている一枚ものの2つ目の四角、条例改正の内容・考え方ということでございますが、県としては、丸の1つ目にありますとおり、今申し上げたとおり、この基準府省令は、幼稚園の基準及び保育所の基準を踏まえて国の方で作成されたものですので、県としては、現在の児童の教育・保育の状況、施設や利用者など、関係者の意見、これらを参考にしながら、国の公定価格の制度の中で、児童にとって教育及び保育の提供が低下することがないように配慮して、国の基準府省令による基準と同等以上のものということで条例を作成していきたいという考えでございます。

丸の2つ目として、この条例の施行日は、認定こども園法の施行日となる平成27年4月1日から施行していくということ。

それから、具体的な条例の中身については、骨子をパブリックコメントにした上で、9月議会に提案して、9月議会でご検討いただいて、条例として成案にしていきたいという流れで考えているものでございます。

資料6-2の国の基準の内容について、かいつまんでご説明をさせていただきたいと思っております。

前回の会議資料では、一覧表でお渡ししていたものでございますが、今回、その中身をもう少し詳しく記載したペーパーをお配りしております。

まず、一般原則のところですが、常にその設備運営を向上させるということ。それから、現在、基準を超えているものも最低基準を理由としてその内容を低下させてはいけないということ。

3つ目として、児童の人権に配慮すること。

4つ目として、地域との交流を推進していくこと。

5つ目として、必要な設備を設けること。

6つ目として、その位置は安全な環境に配置することが一般原則として定められております。

学級編製の基準とすれば、3歳以上の子どもについては学級を編制し、1学級は35人以下とし、同じ学年の子どもでクラス編制をすることを原則とするということ。

職員については、保育教諭等、保育士と幼稚園教諭の両方の免許を持った職員を担当する者として1名以上置くこと。

2ページに参りまして、職員の数とすれば、現行の保育所の職員配置基準と同じである、(1)の4歳以上の子どもについては30人につき1人。3歳の子どもについては20人に

つき1人。ここの部分は改正されている部分であります。

(3)として、2歳については6人に1人。0歳については、3人に1人という職員配置基準であるということ。

それから、職員配置のところの最後のところ、次のようなイ・ロ・ハの職員を置くように努めること。

設備とすれば、園舎、園庭を備え、園舎の基準についてはご覧のとおり。それから、次のページにございますが、園舎の面積が3段目、園庭の面積については4段目に基準がございます。

園舎に備えるべき設備として、職員室等、ここに掲げてある内容について設けること。

4ページでは、調理室については、(1)、(2)に該当する場合については、備えないということもできるとされていること。

その他、次のような設備を備えるよう努めること、ということになっております。

運営につきましては、4ページの下のところですが、各学年の教育数週は39週を下回らない。教育時間は4時間を標準とすると。保育を必要とする子どもに対する教育・保育の時間については、1日8時間を原則とすること。

それから5ページには、子育て支援事業の内容ということで、認定こども園については、子育て支援事業を必ず実施しなければいけないということになっておりますが、その考え方として、その地域における教育・保育のニーズに即した形で必要と認められるものを地域の人材や社会資源の活用を図りながら提供していくこと。

運営に関する項目の中で大事なものとすれば、虐待の禁止、懲戒権の濫用の禁止、それから食事の提供等、6ページには、秘密の保持、苦情への対応ということなどが定められております。

最後のところには、保護者との連絡ということで、園長は常に保護者と密接な連絡をとり、園児の教育・保育の内容について保護者の理解・協力を得るよう努めること、という記載がございます。

附則の中で、前回もご説明させていただきましたが、現在の幼保連携型認定こども園というものについては、新しいタイプの幼保連携型認定こども園については、みなしで移行されるということ。

それから、最後のページには、現在、保育所、幼稚園を設置経営している場合については、その幼稚園・保育所を新しいところに移行する場合には、現在の設備基準を特例として認める、という規定が書かれてあるところがございます。

雑駁な説明でございますが、県としての条例に関する基本的な考え方ということでご説明させていただきました。

以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

議題4でございますが、就学前の子どもに対する教育、保育等の総合的な提供の推進に関するうんぬんということで、これを条例の一部を改正しなければならない背景・理由等につきましてご説明がございましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見等、ございましたらどうぞ。

はい、熊谷委員。

(熊谷委員)

すいません、前回出席できなかったもので、前に説明しているんだと思うんですが、職員のことで、養護教諭ということで職員を務めることって、認定時に書かれておりますが、従来、未満児の保育等であれば、看護師を配置とか、そういうことはこの連携、認定のこども園では考えられていないのでしょうか。

(佐藤会長)

事務局どうぞ。

(事務局)

看護師の配置につきましては、現在の保育所については、看護師を配置して保育をする場合。それが、乳児が4人未満については、それに努める。6人以上については、看護師を配置して保育をすることになっていて、そういう形で保育をする場合には、その看護師を保育士として人員換算することができますという規定になっております。

(熊谷委員)

では、このこども園に関しましては、まずは養護教諭で対応するんだということですか。

(事務局)

今現在申し上げたのは、保育所の基本的な考え方ということですが、その考え方を認定こども園についても引き継ぐのかどうかということについては、まだ、国の方から明確な通知がないものですから、その考え方は、今後の検討ということになります。

(熊谷委員)

実際、保育所の関係者から看護協会の方に看護師の人員の求人のお話がございます。私、まだまだ、そこあたりは、こちらも対応ができていないような状況なんですけど、実際、ニーズとしては高いということ。また、幼児保育の場合も確実に看護師の配置が必要になってくるかと、是非、その辺は国との調整もあるかと思いますが、養護教諭さんが良いのか、そこはどちらかがよいかはまた別として、検討してもらえれば、確認していただければと

思います。

(佐藤会長)

現場の貴重なご意見ですので、よろしく申し上げます。

その他。

(長尾委員)

先般、新聞で見たような記憶があるんですが、認定こども園に移行することによって、国からの支援といますか、運営費が少なくなるので、認定こども園に移行するというのが少なくなってくるのではないかという報道があったように思います。

元々、大分前に認定こども園、元の自民党政権の時でしたか、できた時は幼稚園型、保育園型、連携型とか、こういうふうな形だったんですが、なかなか進まなくて、それで今、新しい形でまた幼保連携型認定こども園一本に絞ったような形だと思うんですが。その対応について、本県においては、どういう仕組みになるのかお知らせいただければと思います。

(佐藤会長)

事務局、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

後ほど、資料7の方で県内も幼保連携型認定こども園に関する移行ということについては、今回、調査をまとめておりますので、そのことについては、その時にまたご報告をさせていただきますと思います。

前段でお話いただきました、現在、幼保連携型認定こども園を経営しているところが、新しい制度の幼保連携型認定こども園に移行するという場合には、国の公定価格が下がるのではないかとということがあって、移行をやめたい、あるいは返上したいということが一部動きとしてあるということは聞いておりましたが、そのことについては、保育単価、公定価格の積算の方法というものをきちんとするとか、あるいは、加算をしていくことで、もう少しきちんとした計算をすることで、そういう誤解を解くことができるのではないかと国の方の説明もありましたので、今後、この公定価格の積算ということについては、県としても引き続ききちんと理解していただくような形で説明をしていきたいと考えています。

(佐藤会長)

長尾委員、どうぞ。

(長尾)

そのようなことであればよろしいかとは思いますが、新しい制度をつくる中であっては、運営する方も、またお世話になる方も、双方にメリットがなければ駄目なことだと思うので、そのところ、よくご説明のうえ、推進していただきたいと思います。

(佐藤会長)

その他。

それでは、ただ今、事務局からご提案がありました幼保連携型認定こども園の設備や運営の基準ですね。これ、国の方で従うべき基準と参酌すべき基準というのがありますけども、その設備や運営の基準について、青森県としては、国の基準と同等もしくはそれ以上という基本方向で、この基準については対応していきたいというご提案がございましたが、その方針でいかがかということでございますが、いかがでしょうか。

こういう方向で進んでよろしいでしょうか。

国と同等、もしくはそれ以上という方向で。

【委員「異議なし」の声あり】

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

それからもう1点、条例の中身ですね。設備とか運営、どういう設備内容なのかということについては、特にご提案は。国の方からのあれはありますが、県の条例の中身については、まだ具体的に話がないかと思うんですが、今後、どのように進めていくお考えなのか、事務局のお考えをお聞きしたいと思いますが。

(事務局)

先ほどご説明したとおり、9月議会でこの条例を制定していくというスケジュールで考えております。

それまでに、もう一度、この、子ども・子育て支援推進会議を開催するのは、スケジュール的に非常に厳しいですので、細部については、事務局の方が佐藤会長さんに随時ご相談しながら、その内容を進めていきたいと考えておりますが、いかがですか。

(佐藤会長)

というご提案ですが、私と事務局と随時相談しながら、ご一任いただければということになりますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

それでは、事務局と私の方で進めて参りたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の4まで終わりましたので、次に議題の5に入りたいと思います。

先ほど、事務局の泉谷マネージャーさんの方から、わくわくあおもり子育てプランの全体像のご説明がございまして、その中に子ども・子育て支援事業支援計画というものが、どういうところに位置するのかご説明をいただきました。その子ども・子育て支援事業支援計画に係る議論に入って参りたいと思います。

では、議題の方についてご説明願います。

(事務局)

引き続きご説明をさせていただきたいと思います。

私の方から、資料7-1から7-4までご説明をさせていただきたいと思います。

前回のこの会議において、「わくわくあおもり子育てプラン」に盛り込む子ども・子育て支援事業の項目ということで、必須記載事項、それから任意記載事項、そして県独自の項目ということで3つ、ご議論をいただいたところであります。

今回は、その盛り込むべき項目の中身について、私から提案をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、県が定める教育・保育の提供区域の設定についてということで、この教育・保育の提供区域については、1枚めくっていただきまして、どういう形で県で策定するのかということですが、青字で書かれた部分、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定めるということ。

それから2つ目の青字、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえて定めることとされております。

そして、この都道府県が定めるこの区域は、教育・保育の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となるものでございます。

簡単に言うと、保育所、認定こども園、あるいは幼稚園について、その地域に認可するか、認可しないかを判断する、その需要と供給をみる、その地域が県が定める区域ということになります。

そういうことで、まず最初に市町村が定める教育提供区域を勘案するというものですので、実際、市町村が今回、どのような形で教育提供区域を定めようとしているのか、その状況について調査をいたしました。

調査の結果が4ページのところでございます。

県内40市町村のうち、その市町村全体を1つの区域として設定すると今現在検討しているところが36市町村ございます。青森、弘前、八戸、鯉ヶ沢については、例えば、青森市であれば、青森市の中を幾つかに分けて、そのうえでその市町村が区域を設定しているという、市町村の中を分けて設定しているところが4市町あるということでありました。全

体を1つとして設定するという回答をした市町村のその理由というものが、市町村の中を分けた時に、その社会資源が偏在するので全域としていますとか。町の規模が大きいので、1つとしています、などという理由が挙げられておりました。

次、5ページのところでは、提供区域を分けると回答したところについては、より保護者や子どもがその施設に容易に移動することができる、そういう区域ということを考えて分けました、等々の理由があったところであります。

まず1つ目が、そういう提供区域の状況であったということであります。

次に2つ目の勘案するものとして、広域利用の状況というものを勘案することになっております。広域利用というのは、市町村を跨いで利用すると。A市の子どもがB町にある施設に、保育所なりに通っていると。そういうものを広域利用と申しておりますが、その状況についてどうか、ということ进行调查いたしました。平成25年9月から10月に入所している子どもの広域利用について、保育所と幼稚園の状況について調べております。

それで、A市の子どもがA市の保育所に入ることであれば、それはいいんですけども、A市の子どもがB市の保育所に入ることになると、A市からB市に流出するということになりますので、この下の表をご覧くださいと、B市の子どもがA市の施設に20人、B市の施設に100人、C町の施設に5人、D村の施設に10人ということであると、横に見ていくと流出の割合というものが135分の35ということで、0.26という割合になるかと思えます。

この表を縦で見えていくと、逆にB市にある施設にA市、B市、C町、D村からどのぐらい入ってきているかという流入の割合ということになりますので、それを見ますと120分の20ということで、0.17と、この表からいくと、そういう形で広域利用の実態を調査してみました。

その結果が県内40市町村を点でおくと、このような表になるということで、一番端にあるのが、六戸町ですけども、ここが2割を超える形で広域利用がある、という結果になっております。

市町村ごとの状況を見ますと、8ページですが、39市町村が広域利用、どちらも流入率20%以内に収まっているというのが現状ということなんです。

それから、全体として見た時に、広域利用をしている子どもが1,027人に対して、保育所に入所している子どもが34,000人ですので、広域利用をしている子どもの数というのは、全体から見ると3%程度でしかないということ。

この状況から広域利用そのものも多くないし、市町村を超えて利用している市町村もあまり多くないのではないかとこのことが言えるかと思えます。

次に幼稚園の状況を同じような形で見たものが次のグラフになります。

その結果、幼稚園についても、24市町村中20市町村が20%以下という形になったわけでございます。全体の広域利用の割合も3%程度ということで、意外と保育所ともあまり変わらない状況になっているということでございます。

ということで、県として、どのような提供区域を設定するかということ、11 ページであります。まず、40 市町村中 36 市町村が自分達の市町村を1つの区域としているということ。それから、隣接市町村との広域利用の割合というものは、全体としては3%、幼稚園も保育所も3%という状況にあるということで、この区域を考えていきたいということがあります。

12 ページのところは1つだけ留意点というものを付けてありますが、県が定める今回の区域設定というものは、あくまでそこに保育所を認可するか、しないかということの需給調整を見る区域であって、その区域の設定、県が区域を設定すれば、広域利用ができなくなるというものではないということです。今までどおり、広域利用は、それはそれでしていただくことは構わないと。それを制限するものではないと。ただ、認可、認定の区域として定めるものです、というところが1つのポイントになるものであります。

そうした時に、13 ページで、では、どうするか。幼稚園と保育所と提供区域を分けて設定することもできますが、分けて設定するか、1号認定というようなものは、いわゆる幼稚園利用と。2号、3号認定の子どもは、保育所利用の子どもですけれども、それを分けて区域設定をするか。それとも共通として設定するかということについては、県の方向性であれば、これは共通の区域、どちらも3%程度で、あまり差がないことから、分けず、共通の区域として設定していきたいという方向をもっております。

その上で、では、どのエリアで県の区域を設定するのかということについては、一応、案を3つ想定して検討していました。

1つは、現在の県民局の区域。県内、6区域というものを大きく捉えて、そこを1つのエリアとして考える。

2つ目とすれば、市町村というものを1つの単位として設定すると。

3つ目とすれば、市町村においては、市町村の中を分けているということもありますので、もっと細かく市町村の中も分けたことを尊重して、県としてもそれを区域設定すると。3つの場合分けで考えておりました。

1つ目の県民局を単位として設定するという場合には、この図になると、広域利用というものをカバーする形になるというメリットがございますが、デメリットとしては、本当に必要な地域にその設置認可がなされるのかということでは、若干、不安もございます。

例の中では、A市で100人、ショートしていると。他のところではオーバーか、あるいはイーブンだという時に、仮にA市以外のB市、C町、D村から保育所等の認可申請があった場合には、これを1つの区域として設定しているという以上、A市以外のところから認定申請があったとしても、県は認可しなければいけない、ということになります。そのところが、デメリットとして挙げられると思います。

次に市町村ごとに設定するというになると、今言った、デメリットというものは解消されることとなります。その市町村の状況に応じて認可しているということがあります。

ただ、実際、広域利用というものがありますので、そのところの実態を市町村ごとに

分けてしまうことで反映できるのかどうか、というところがデメリットとして挙げられると思われま

次に、最後に、43 または 59 ということで、それぞれの市町村がどう細分化したのかということが、この表であります。これを尊重して区域設定をするということになりますと、よりきめ細かなニーズに対応するというメリットはございますが、自治体を越えた広域利用の実態を反映していないというのは、市町村を区分するのと同じであるし、また、自治体の中における利用状況ということも反映しているのかどうか。そういう意味では、認可、認定の範囲としては小さいのではないかと考えられているところであります。

そういうことから、18 ページでは、一応、現段階での方向性として、案の2の市町村を1つの区域として設定していくということを基本的な方針ということといたしまして、そのうえで、実際、広域利用をしている保育所割合の高い市町村などがございますので、その市町村と十分に協議・検討を行ったうえで最終的な区域というものを提示して参りたいと考えております。

最後のところには、市町村の意見がございますので、そういう広域利用の実態を踏まえて欲しいという意見もございますので、それらを考慮して参りたいと思っております。

資料7-1は以上でございます。

次に資料7-2、量の見込みに関する調査ということですが、これについては、これも前回の説明内容の繰り返しになりますが、市町村は5年を1期とする計画を策定し、その中で5年ごとの量の見込み、提供体制、実施時期、確保の時期というものを定めることになっております。

それをするにあたって、それぞれの市町村では現在の利用状況を踏まえて、今後、どのような利用見込みになるのかという、保護者に対するニーズ調査を行い、そのニーズ調査に基づいて、国が定めた作業の手引きという手順に従って、量の見込みを策定したものであるということでございます。

前回は量の見込みについては、一旦、ご提示をさせていただきましたが、市町村の段階でまだ十分精査をされていない段階でしたので、今回は、そのところをそれぞれの市町村の子ども・子育て会議の議論を経たうえで最終的に提出していただきたいということで、今回、出していただいたものでございます。

手順については、前回ご説明したとおりでございます。

集計の内容というものについても、1号、2号、3号、それぞれの区分に応じて把握したというものであります。

5ページの表、これが集計した結果ということになります。1号認定子どもについては、平成27年5,187人ということで数字として出ておりますが、今後5年間では、数としては減っていくということ。

2号認定子どもについても、保育を必要とする3歳以上の子どもということですが、保

育所で子育てしている保育所中心の子どもについては保育ニーズ、幼稚園での預かり保育等を活用しながら、その保育ニーズを持続するというものについては、教育ニーズということで分けて数字を記載しておりますが、その数字については、ご覧のとおりでございます。

3号認定の子ども、3歳未満の保育を必要とする子どもについては、0歳と1、2歳に分けて集計するというようになっておりますので、それらについては、このような数字ということになって、27年については、トータル45,080人が段々減っていくということになります。

前回、現状と比べてどうなのかということで提示いたしましたので、それと同じような形で教育ニーズと保育ニーズに分けて、教育ニーズについては、1号認定の子どもと2号認定の子どものうち教育ニーズに相当するもの。

それから、保育ニーズについては、2号認定の子どもと3号認定の子どもということで、区分を分けております。

現状値については、1枚めくっていただきますと、教育ニーズは現在のおおよその数、あくまでも参考数値でございますが、幼稚園に在籍している子どもと幼稚園型の認定こども園の幼稚園機能部分在籍者、これを合わせると教育ニーズで現在提供しているものが8,187名。保育ニーズで提供しているものが、保育所入所、認可外保育所、幼稚園型の保育、それに加えて、潜在的な保育ニーズということで、現在、抑えている数、これらを合わせると33,785人ということになります。

教育ニーズについては、現在では少なめの見込み。保育ニーズについては、現状値よりも保育ニーズがあるだろうという見通しということでございます。

前回提出したものの補正ということでは、最終のページに記載がございますのでご覧になっていただければと思います。

以上でございます。

3つ目ですが、今のは市町村に対する今後のニーズの見通しということで調査した内容ですが、資料7-3については、これは事業所の方に、今後、認定こども園に移行する予定がどうなのかということを探っている内容でございます。

まず、前回の検討資料の中では、このことというのは、3の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保というところで、認定こども園を県としてどう普及していくかという、そここのところに関する内容ということになります。

それで、3ページ、これらに資するためということで、各市町村を經由して、県内の幼保連携型の認定こども園4か所、幼稚園16か所、幼稚園87か所、保育所462か所などについて調査をした結果ということで、この状況については、その調査時点での意向ということですので、今後、実際に移行するかどうかということは変わっても構いませんよということをお前提にして調査をしたものであります。

その結果、4ページのところに、横に見ていただきたいと思いますが、現在、旧幼保連

携型認定こども園として4か所ございますが、この4か所については、平成27年度に新しい幼保連携型認定こども園にそのままみなし移行いたしますと。

それから、幼稚園型認定こども園については、現在、16か所ございますが、この16か所については、27年度に新しい幼保連携型に4か所、幼稚園型のままとして11か所、15か所は27年度に移行しますと。16か所のうち1か所は、28年度移行に新幼保連携型に移行したいと考えているところであります。

保育所型の認定こども園3か所については、27年度に新幼保連携型に移行したいと。

幼稚園87か所については、27年度に17か所認定こども園に移行したいと。その内訳は幼保連携型が5か所、幼稚園型が12か所、28年度以降に8か所移行したいということで、現段階で87園のうち認定こども園に移行したいと考えているのが25園、移行しない、あるいはまた検討中だと、現在のままだ残るということも含めて、検討している施設というのは62か所ということになります

保育所462か所については、27年度に207か所、認定こども園に移行したいと。28年度以降は、37か所移行したいということで、244か所移行したいと。移行しないあるいは検討中の施設は218か所ということになります。

この移行というのは、移行予定、あるいは移行する方向で検討中という回答があったものでございます。

最後、教育・保育従事者の確保及び質の向上ということでもあります。

これについては、前回、ご検討していただきました項目の4番、教育・保育等の従事者の確保及び質の向上ということで、市町村、保育士の見込み量と確保方策について、今後、記載していくこととなります。

そのことについて、現在の保育士の状況、それから今後の利用見込みに応じた保育士の見込み量というものなどについて、県の方で調査をいたしました。

次の3ページの資料が、保育士の現状と課題ということでまとめたものでございます。

現在の保育士確保に関する現状ということでは、保育所入所児童というものは、子どもの数は減少しているにも関わらず、年間32,000人ぐらいで推移しておりますし、現在のところ、待機児童は、年度当初では発生していないと。保育士さんは、常勤保育士として5,200人ぐらい、ずっとこの間勤務されていて、県内の保育士養成施設7か所、それから県が実施している保育士試験によって、年度当初必要とされる保育士数は、現在は確保されてきているというのが現状であります。

ただ、最近の状況をみますと、年度後半には、有効求人倍率というのを見ると1を超えるという月が11月以降発生してくるということで、年度後半になってくると保育所に入っていく乳幼児に対応する保育士を確保するというのは、非常に厳しい状態になっていて、待機児童が発生しているということ。

それから、養成施設を出た学生さんや新人保育士さんの県外流出が年々高まっているという傾向があるということです。

このことからいきますと、先ほど見ていただいた市町村の積み上げた保育・教育のニーズに基づいて、今後、どのくらいの保育士が必要なのかという計算を国の積算シートによって計算すると、今後、供給されているだろうと思われる数に対して、今後、必要とされる保育士の数を差し引くと、本県においても27年度で1,409人、今後、5年間後、単純に積み上げますと、約6,000人の保育士が不足するという見込みが出るということになります。

そういうことから、本県においても保育士確保は課題であるということから、それを今後、どのようにして取り組んでいくかということについて、現在、県内に保育士登録をしている16,000人の方々、この方々の1割を抽出して、保育士として勤めない理由ですとか、どういう施策が必要なのか、アンケート調査をこの6月に実施をいたしました。

その結果、回答者の約半数が、かつて勤務していた方ということで、現在は保育士として働いていない潜在保育士、あるいは離職者という方が半数いたと。その方々が保育士として勤めない理由として、自分の体力、あるいは保育技術の問題、と同時に職場環境、雇用条件にも影響されているということが分かりました。

これを解消すると、保育士としてもう一回勤めてもいいよという意見が約半数いたということになります。

それから、それらも含めて、現在登録している方に、今後、どういう施策が必要なのかと聞いたところ、情報提供、保育士に対する就職あっせん、相談、あるいは人材バンクというものについて、今後、必要だという意見が出ております。

そういうことから、上の方にある丸4つですね。就業中の保育士の離職防止。就業継続の支援。それから、潜在保育士を再就職していくような支援策、人材バンク。そして、新卒の学生を県内定着させるような支援。それから保育人材への参入促進していく。こういう総合的な取組が県としても必要ではないのかなと考えているところであります。

以上、4つ、まとめてご説明をしました。

(佐藤会長)

議題5につきまして、子ども・子育て支援事業支援計画を構成する4項目ということで、一括説明をしていただきました。

しかし、委員の皆さまもお分かりになりましたように、4点とも大分内容が異なっておりますので、議論につきましては、各項目ごとに進めて参りたいと思います。

まず、①の教育・保育の提供区域の設定について、委員のご意見と、それから方針として進めて参ったらいかがかということでご意見をまとめていただきたいと思います。

まず、①の資料7-1につきまして、最終的な事務局からの方針提案としては、1番最後の裏のページですよね。18ページに提供区域の設定について、対応方針ということで、こんなふうに進めていったらいかがかということが出ております。

この方針について、皆さまのご質問やご意見等をお願いしたいと思いますが、いかがで

しょうか。どうぞ。

柿崎委員。

個人的な感想から、なかなか分かり難い点もあろうかと思imasuので、どんだんご質問等をされたらよろしいかと思imasu。

(柿崎博委員)

私、初めてです、的の外れたことを聞くのかもしれませんが。

子ども・子育て支援計画ということで聞いていたんですけども。聞いている限りは、幼稚園、認定こども園、保育園ということだったんですけども。特に、小中高のことにしは、一切出てこなかったんですけど、それはこの計画には含まれないのでしょうか。小中高についても大事な視点課と思imasuが。

(佐藤会長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

先ほどの資料4で説明しましたとおり、全体の「わくわくあおもり子育てプラン」の中における子ども・子育て支援事業支援計画という部分が、この範囲ですよということでお示しをしております。今回の子ども・子育て支援事業支援計画については、就学前の子どもに関する保育・教育の提供、あるいは子育ての支援というところがメインになってございますので、小学校にあがってからの子どもということについては、事業の中で、例えば、放課後児童クラブ等は今回この計画の中の範疇に入ってきますけども、それ以外の部分については、対象外ということになっております。

(佐藤会長)

お分かりになりましたか。もっとお聞きになって。お分かりになるまでどうぞ。

(柿崎委員)

でも、小中高のことも考えていかなければいけないのではないかと私は思いうんですけども。

今回、たまたまこの中には入っていないけども、これからやっていくというふうな感じで考えている部分ってあるのでしょうか。

(佐藤会長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

先ほど最上マネージャーの方からご説明したとおり、支援事業支援計画という部分については、そういう範疇に入りますけども、その計画を含めて全体として、次期「わくわくあおもり子育てプラン」ということで、一体として計画を作って参ります。

その「わくわくプラン」の方には、当然、小学校にあがってからの児童対象の様々な子ども・子育てへの取り組み等も含めて全体の計画として作って参ります。

今、まず、子ども・子育て支援事業支援計画の方を少し一歩先にいろいろ議論しておりますので、それだけかと思われるところがありますけども、今後、その計画案をまとめましたら、また素案、原案をこちらの会議の方にお示ししてご意見等を伺って参りますので、その段階で全体像が見えてくるということになります。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

議題の1、2、3あたりがそこを含みます。要は、支援事業支援計画がわくわくプランの一部だということになり難い面が多々あるかと思っておりますので、どうぞ、積極的にご質問いただければ。

その他、5の①につきまして、ご質問をまず。

結論が方針として示されましたけども、そこに至るプロセスについて、ご説明があったかと思っております。なかなか専門的に関わっていないと言葉の説明もかなり難しいですし、調査結果を表にしたりグラフにしたりして示していますが、解釈が分かり難いと思うので、ご遠慮せずに分からないところがありましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、資料7-1の18ページに事務局の区域設定に係る対応方針ということで、こういう区域設定で進めたいと思うけどいかがか、という提案が出ております。その提案についてのご質問、ご意見等を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。渡邊委員。

(渡邊委員)

青森県保育連合会の渡邊と申します。

区域の設定に関しては、市町村を対応するという点に関しては賛成でございます。

ただし、五所川原市の子ども・子育て会議の委員も務めているんですけども、青森県というのは、異常に変則的な飛び地がございます。五所川原市の区域を設定するにあたっては、旧市浦村地区と旧金木町地域と旧五所川原市が合併になりまして、私は、金木町に保育園を運営している関係もありまして、金木と五所川原は繋がってしまっていますので、これは一緒に考えてもいいんですけども、市浦は若干、特殊なんじゃないかということで、そこを分けて考えてもいいのではないかなということであつたんですけども、それは無理

だと。その理由は、はっきりいうと、別に考えるのは面倒なような感じの行政の視点があって残念だったんですけども。その点、先ほどの地域間格差みたいなものが設定に含まれない、または、地域型保育事業で市町村が認可するような事業に地理的な偏りが出てくることもありますので、その辺は県の方で上手く調整していただければと思うんです。

それから、もう1つは、これから子どもがどんどん減っていく時代になっていきますと、市町村を越えて、例えば、変な話ですけども、園児の奪い合いだとか、幼稚園バスがどんどん市町村の境界を越えて、隣の市町村の方に園児を探しにとというか、集めに行くような傾向もあろうかと思しますので、その辺、広域入所、市町村間での調整、それも上手くやっていただければと思います。

勿論、基本は園児の保護者の意思によるものでしょうけども、それを過度な園児獲得競争のようなことがなされて、例えば、バスで1時間も、冬期間なんかは乗せられて、朝10時過ぎまでバスに乗って、11時半、12時までバスが動いているようなことは、子どもの利益にとって果たして本当にどうなのか、という事態も散見されますので、そういうことも踏まえたうえで市町村間の調整にあたっていただければと思います。

2件、対応をお願いします。

(佐藤会長)

貴重なご意見かと思えます。

特に事務局からお答えすること、ございますか。

なければ、ご配慮、お願いしたいと思えます。

その他。

今の渡邊委員の御意見もありましたが、事務局で考えた意見にご指摘もあろうかと思えますので、委員のお考えをお聞かせ願えればと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、この対応方針、事務局からのご提案をお認めしてよろしいでしょうか。

それでは、特に反対のご意見はございませんので、5番の議題の①番については、事務局提案をお認めして、このような基本方針で進めさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

それでは、次の7の2、以下は、特にここで方針を決定するとか、そういう問題ではないと思えますが。②の量の、保育の量の見込みについては、市町村から出てきた結果の集計でございますが、これにつきましてご質問、ご感想、ご意見等をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

何かお気づきの点等、ございませんでしょうか。

資料7、②、量の見込みの調査結果。

よろしいでしょうか。

それでは、こういう集計、市町村の数字を集計した結果、こういう現状にあるということでご理解いただきたいと思えます。

次に7の3でありまして、これも調査結果でございまして、認定こども園への移行予定について調査をした結果、こんな現状にあるということでございますが、これにつきましても、ご感想、ご意見、ご質問等がございましたら。

長尾委員。

(長尾委員)

先ほど、認定こども園の移行に関して質問したのに関連しながら。

例えば、移行しない、または検討中の保育所は半数ぐらいあるわけですが。この原因というのは、先ほど、説明のあった認定こども園になった場合は、教育、いわゆる職員に対しましても、保育教諭等を1人以上置くとか、さまざま条件があると思うので、その辺のところの影響しているのかどうか。それとも、さっき私が言いましたが、経費といいますか、支援の、国からの支援の面であるのかどうか。その辺のところをお知らせいただければと思います。

(事務局)

まず、1つは、経営面ですが、今現在、国の方で公定価格の案ということで示されているもの。新制度における保育単価といいますか、どれくらいの運営費が入ってくるのかという単価ですけれども、現在示されているのは、平成29年度段階の単価が示されております。平成29年度段階の単価が示されているというのは、平成29年度になると、丁度27年10月から消費税が10%に上がったとすれば、その財源が100%になるというのが平成29年度です。その財源を使ってこれに充てるということになっているので、その時点での単価ということが現在示されております。

その関係で、27年度はどのくらいになるのか。あるいは、28年度はどのくらいになるのかという具体的なそれぞれの単価については、毎年、毎年の予算要求の中で単価が決められるということで、現在はまだ明確に示されていないという段階にあります。

そういうことから、経営の判断ということで、27年、28年の状況がまだ分からないので、少しそれについては様子を見ていきたい、検討していきたいという形で判断を保留されていることが1点あるのかと思っています。

それからもう1つの点は、ご指摘のありましたとおり、保育教諭と、保育園については、幼稚園免許と保育士免許、両方必要になってくる、認定こども園でいくと、そういう職員を雇っていかなければいけない。そうすると、教員免許ということとなると、教員の更新講習を受けなければいけないということもあって、保育業務の中で、更新等の研修にきちんと出してやるということについては、やはりなかなか見通しが無い、ちょっと二の足を踏むという部分があることからまだ検討中というご回答が多いのかなと受け止めていました。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

その他。

それでは、このような結果に向けて計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。

次に④の教育・保育等の従事者の確保及び質の向上について、いかがでしょうか。課題、調査結果等、課題も提示されておりますが、何かご質問等がありましたら。

田村委員。

(田村委員)

資料7-4の保育士の確保についてですが、青森県の保育士が不足している課題があると知りました。保育士として就職しない理由の表を見ると、保育士として働くことのメリットよりもデメリットが多い気がします。

まずは、賃金が低いと思います。保育士の賃金の低さについては、これまでもいろいろな場面で言われ続けています。他人のお子様を預かる大きな責任が伴う体力の使う仕事ですので、表の回答にもあるように賃金は割に合わないというような気がします。

実際にアンケートで出ているこちらの表の回答は、保育士の意見そのものだと思います。

一番多かった理由として、表に自身の健康、体力への不安とありますが、出産などで保育の仕事にブランクがある場合は、フルタイムで保育士に戻るのには相当覚悟が必要です。もう少し気軽にもう一度保育士として働きたいと思えるような条件が揃っていると、青森県内の保育士はもっと増えると思いますので、認定こども園への移行に伴い、保育士を新たに募集したりする際にそのような条件の良い職場が増えることを期待します。

先ほど、幼保連携型認定こども園が増えていくには、それなりのメリットがなければ増えないというご意見が長尾市長からございましたが、それと同じで働く側にもメリットが必要だと思います。

以上です。

(佐藤会長)

おっしゃるとおりだと思います。

ありがとうございます。

事務局、よろしく願いいたします。

渡邊委員。

(渡邊委員)

3ページの右側のグラフ、保育士登録者16,000余りから1割を無作為に抽出して、と書かれていますけども、1,600人のうち、回答された回答率といたしますか、それを教えていただきたいのと、それから、その上の方から潜在保育士の就労促進・人材バンクということ

で、国の方では、保育士、保育所等支援センター、そういった事業を進めておりまして、全国的に始まってきていると思います。是非、青森県の方でもその辺の事業化に取り組んでいただければと思います。

以上です。

(佐藤会長)

お答えは。事務局どうぞ。

(事務局)

回答率ですけれども、送付したのが 1,600、回収したのが 659 件、そのうち有効回答率が 655 件ということですので、回答率は 41.2%ということです。

今、ご提案のあった保育士、保育所支援センターという、国の事業がございますが、これらの事業の中身も踏まえながら、これらの課題について今後、進めていきたいと考えておりますので、そのところよろしくお願ひしたいと思います。

(敦賀委員)

今の保育士はこれだけ足りないということが初めて分かったのですけれども。

これを見て思ったのは、いわゆる介護労働従事者のニーズはあるけれども、定着しない職場という、同じような内容が出てきたのではないかと。例えば、賃金の安さとか、労働条件の悪さとか、体力の問題とか。ということで、介護労働者が不足することで、昨年からは県内でも介護労働懇談会だったかな、そういうものができているんですよ。ハローワークが入ったり、確か医師会さんとか。いろいろ情報交換をして、どうやって離職を食い止めるか。あるいは、情報を共有するかという。そういうのを去年、初めてやりまして、今年もまた9月に第1回目をやるんですけれども。そういうのが今あるのかどうか、今後、検討が可能なのかどうか。その辺はどんなものでしょうか。お伺ひしたいんですけれども。

(事務局)

今回、この計画の中で保育士確保の方策を検討するというにあたりまして、臨時といますか、定期的ではありませんけれども、県と養成校、それからハローワーク、保育団体、それから社会福祉施設の経営者団体等にお集まりいただきまして、現在の保育士の現状、あるいは今後の課題ということを何度か検討会をもってきたということはございます。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

その他。

それでは、1から5を通して、全体を通して何か改めてお聞きになりたいことがござい

ましたら。

村上委員。

(村上委員)

元に戻って申し訳ございません。

資料の4でございます。

先ほども企業の優遇措置ということでご質問がございましたが、その隣に多子世帯への支援というのがございます。これは、どういう支援をしているのか。県の方で支援の内容、どういうのがあるのか。これからどういう支援をやっていくのか。ちょっと分かりましたら教えていただきたいと思います。

(佐藤会長)

事務局、よろしくお願いします。

(事務局)

今、行っているものとしては、第3子以降の保育料の軽減といったようなことを行っているものはございます。

(村上委員)

保育料のでしょうか

(事務局)

そうです。保育料の軽減です。

(村上委員)

子どもさんが沢山いるという理由で、これを見ますと、やはり経済的な理由が一番多いですね。

それで、例えば、これから少子化になって大変ですけども、例えば、フランスですと、産めば産むほど、家族手当を増やすとか。税金を減らすとか。それから、年金、3人育てると年金を倍にするとか。そういうふうなシステムがあるんですね。だから、フランスは産めば産むほど有利になってくると。そういう財源をどこから持ってくるかというのは問題ですけど、やはりそういう希望を持たせないと、やっぱり少子化対策に、保育する量はいいいんですけど、国とコミットしないと駄目だと思うんですけども、本当に3人、5人、育てたら年金を倍に。税金は安くするとか。3人以上ですね。そういうふうなことを掲げて、多子世帯への青森県独特の何かを出して、これは希望ですけども、その辺、フランスを真似てやっていただきたいです。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

その他。

吉川委員。

(吉川委員)

商工会連合会、吉川です。

今、資料4に関連してお話が出たので、私からも。

商工会連合会という立場からして、企業に、ここに書いてあるような子育て世代の働き方というふうなことで、環境の整備だとか、あるかと思うんですが。その部分を企業の方に働きかけるとか、周知して協力してもらう。その左側の、例えば、妊娠・出産、子育てというのは、ある程度、ちょっと語弊があるかもしれませんが、手当をすると、ある程度効果が出てくる。今、先生がお話したとおり、さまざまな税金の問題や何やらをやる出てくる。企業の場合は、なかなかそう簡単にいかないだろうと。さまざま、事業所的に計画をつくってやっているという部分で、これ自体にどうだということではございません。ただ、行政と県、市町村を含めた関係機関、そこは、ある程度、こういう、かなり難しい資料を使っても説明をしてやっていける。

ただ、一般の県民とか、まさに私共、企業の方々にそういった部分を理解してもらうという意味では、これは、要望というよりも検討できたらという話で、今日、お昼ご飯、近場で食べていたら、県の職員がラーメンとご飯のセットみたいなものを食べていて、要はラーメンの汁を全部飲み干していました。知っている方なので、ちょっとという話をしたら、頭を搔いていましたけども。

今、平均寿命をアップしようということで健康づくり、特に食生活の改善、テレビでも新聞でもいろいろやっていますけども。一番の効果は、それぞれの方が何かしら感じて、周りの方々に、あるいは自分の家族に注意喚起すると。これが一番大事なことだと。

そういったことでいくと、何か馴染む、馴染まないは別にしても、キャンペーンとか、県民運動っぽいことを考えていただいて、計画ができたから動くというものではないということだろうと思いますので、企業なり一般の県民にもっとこういうことを一緒にやっていきたいと思います。県なり市町村から呼び掛けていくようなことも考えていただければいいのではないかと思います。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

長尾委員。

(長尾委員)

先ほどの村上委員の話に関連してですが、実は、平川市から県の要望に対して、私は、一戸部長もおられたのであれですけども。子育て支援に対する県、国の支援の願いをさせていただきます。私共の市は、この4月1日から第2子からの無料化を実施しております。それから、この対象になるのが、第2子の数が431名ぐらい、今年度あるんです。それに掛かる経費というのは、7,400万ほど掛かります。

ただ、これは、財政がある程度あるところではできるかもしれませんが、なかなかできないところが多いと思います。ただ、そういう中であって、県、国として、これはまんべんなく子育て支援に力を入れるべきではないかということで、県の方に国の方をお願いするような要請はいたしました。5歳児に関しての所得制限を設けた360万以下の人に対する国の支援というのが、今度、始まるようではありますが、それ以外は、まだ、今までどおりだと思うので、それだとやっぱり足りないのではないかと。さまざまな形でこのからの少子化対策をしていく中であって、子育て支援をやっていく中であっては、県としても、本来であれば国全体として統一した子育て支援というものをしていくべきではないかと思っています。

吉川委員が言われましたように、まずは経済的な理由で少子化が進んでいるというのは、非常に大きな要因でもありますので、働く場を確保するのは勿論大事なんですけど、と、同時に、やっぱり根本的な支援の対応というのを考えていただければと思ひまして発言させていただきました。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

その他。

(前田委員)

資料1の方で申し上げたいんですが。

実は、資料1の方で、基本計画の中で随所に地域と連携をしようと。そして、地域社会の方々と一緒にということで子育てをしなければならないということが強調されているわけでありまして。

従って、27ページを見ますと、実は、ここには、学校・家庭・地域の連携強化ということであります。そして、地域の大人の知識、あるいは経験の有効活用ということもありません。そして、(2)番の下から4行目ぐらいですか、地域の子ども達が主体に地域づくり活動などに参加できるような仕組みづくりに向けて、ここでもまた、地域の大人が積極的に地域づくりにかかわることが必要ですと。こうあるわけでありまして。

ですから、当然、官であっても民であっても、女性登用をかなり強調しているわけでありまして。その中では、やっぱり地域の中では、保育所、幼稚園、あるいは小学校、

そしてまたそういう機関から離れますと地域社会の中では町会などがあります。

この中で、地域という形で、地域協議会ということも主張されておりますが、そういった形で全体の社会、地域社会の中で、大人たちを活用するということが、非常に大事なのではなかろうかと思えます。

特に、今日は広島原爆投下の日ということで、なかなか当時のことを語る人が少なくなっているという、こういうことも報道されていますし、そういう面では、子どもの頃から大人の体験、経験などを伝えていく大人の役割もより大事だなと。ここでも強調していますので、その辺を特に計画の中では強調していただきたいと思っています。

これは、勿論、県の計画と市町村の計画でもなるわけですね。そういう市町村で実際、この計画を立てる場合にも、そういった地域の大人たちを活用していくということが非常に大事だろうと考えますので、よろしく願いいたします。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

それでは、全体を通して委員の皆さまから大変大切なご意見をいただきました。事務局では、これを活かしていただければと思っています。

それでは、私の方では全て終わったこととなりますので、事務局にお返ししたいと思います。

(司会)

佐藤会長、円滑な進行、どうもありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、久保こどもみらい課長からご挨拶を申し上げます。

(久保課長)

こどもみらい課長の久保でございます。

本日は、お忙しい中をお集まりいただき、さまざまな視点から有益なご意見やご要望をいただきましたことにまずもって感謝を申し上げます。

どうもありがとうございました。

先ほど、ご説明したとおり、次期「わくわくあおもり子育てプラン」の策定作業が準備段階を経まして、いよいよ見直し作業に間もなく入っていくところでございます。

今回は、先ほどご説明したとおり、母子保健計画、あるいは今日、詳細にご説明を申し上げたところの子ども・子育て支援事業支援計画も含めた一体的な計画として策定することとしておりますので、今のプランよりも更にもう少し厚みのあるといえますか、さまざまな施策展開について検討して参りたいと思っております。

また、先ほど市町村の子ども・子育て支援事業計画のお話もございました。こちら間もなく市町村での準備ができ次第、個別に県との協議をこれから行っていくことにしてお

ります。

今後また、プランの素案ができましたら、また皆さまにお集まりいただきまして、さまざまなご意見を頂戴したいと思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ですが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第3回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。